



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フリードベルク城対フリードベルク市（一）：中世後期ドイツの継続的紛争
Author(s)	田口, 正樹; Taguchi, Masaki
Citation	北大法学論集, 62(5), 1-33
Issue Date	2012-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48233
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-5_001.pdf



フリードベルク城対フリードベルク市（二）

——中世後期ドイツの継続的紛争——

田口正樹

はじめに

- 一、フリードベルク城とフリードベルク市
- 二、国王による決定（一二世紀後半から一四世紀初め）
- 三、仲裁による解決の試み（一二三〇年代から一三六〇年代）

（以上本号）

四、仲裁における項目訴訟手続（一三七〇年代から一三九〇年代）

五、ローマ法源の利用（一五世紀初め）
おわりに

はじめに

「古来より、ドイツ国民の神聖ローマ帝国では、身分高き者低き者の間で、隣人同士の間で、公然たる敵対関係、フェーデ、攻撃が、もろもろの歴史が証言しているように、何度も繰り返されてきた。そしてここでも、皇帝の城塞フリードベルクが、グラーフシャフト・カイヒェン Grafschaft Kaichen の裁判所とともに、ブルクマンとその共同相続団体に結集した貴族たちの手に帰して以来、同城のブルクマンたちと神聖帝国の都市フリードベルクの市民団体との間では、その地に根を下ろした直近の隣人同士として、きわめて激しいフェーデが生じたので、一方も他方もほとんど破滅しかねないほどであった……」

一七世紀初めにフリードベルク市の立場から城側の不法を指弾した一書の序文は、フリードベルクの城と市の関係を、このように描写している。⁽¹⁾ 実際、両者は、一三世紀後半以来たびたび衝突し、中世後期を通じて争い続け、この書物の存在が示すように、近世に入っても対立を続けていたのであった。

他のヨーロッパ諸国におけると同様、中世後期のドイツでも、このように特定の当事者が長期間にわたって争い続けるという現象が見られる。⁽²⁾ そうした紛争をここでは、継続的紛争 Dauerkonflikt と呼ぶことにしよう。⁽³⁾

そうした継続的紛争においては、紛争状況はコンスタントであり、同じ当事者ないし同じ争点が登場する。しかし他

方で、時代の経過や当事者を取り巻く全体的配置の変化とともに、紛争解決のために用いられる方法や、当事者の振る舞い方などには変化が生じうる。当事者や争点がコンスタントであるだけに、継続的紛争を長期にわたって観察することによって、そうした変化がよりはっきりと浮かび上がってくることを期待できよう。西洋の学界でも、我が国でも、紛争解決の歴史的研究に対する関心が近年高まっているが、本稿のようなアプローチをとることで、全体の議論に何らかの寄与をなしうるかもしれない。

こうした意図から、本稿では、継続的紛争の一例として、フリードベルク城、つまり城のブルクマン団体 Burgmannschaft と、フリードベルク市、つまり都市の市民団体との間の紛争を取り上げる。両者の間の一連の紛争については、一三世紀から一四一〇年までの状況を、フリードベルク市の証書集とフリードベルク城の史料要録を使って追跡することができる。⁽⁶⁾ この期間について、紛争解決方法の時期的変遷をたどることにしたい。しかし、紛争の細部の検討に入る前に、まず当事者である城のブルクマン団体と市の市民団体について、簡単に確認しておこう。

一．フリードベルク城とフリードベルク市

フリードベルクは、ドイツ西部、フランクフルトの北約二〇キロに位置するが、その城のブルクマン団体と市の市民団体との対立は、一三世紀以来の継続的紛争である。⁽⁶⁾ 当事者となった両者は、ともに、一二世紀後半から一三世紀前半にシュタウフェン家が展開した帝国領国政策の遺産と言える存在である。⁽⁷⁾ フリードベルクの城と都市が所在するヴェッテラウ Werra 地方は、帝国領国政策が特に活発に展開された地域の一つであったが、フリードベルクは、フランクフルト、ゲルンハウゼン、ヴェッツラーと並んで、ヴェッテラウにおけるシュタウフェン家の拠点のひとつで

あった。フリードベルクでは、それら他のヴェッテラウ諸都市と同様に、城とそれに隣接する都市とがともに建設されたものと思われる。フリードリヒ一世・バルバロッサの治世後半（一一七〇年代）には城が、それより少し遅れて都市が建設されたと推測されている。⁽¹⁰⁾ 明示的な言及が史料に現れるのは、上述の諸地点よりやや遅れて、城も都市ともに一二一〇年代になってからである。⁽¹¹⁾

ヴェッテラウの王権の拠点の中でも、フリードベルクの城は特に著しい発展を見せた。⁽¹²⁾ 城には、ブルクグラーフを頂点とした王権直属の強力なブルクマン団体が成長した。⁽¹³⁾ 一三世紀にはブルクマン団体は二〇―三〇人の騎士たちからなっていたが、一五世紀初めまでには五〇家族約一〇〇人の騎士たちへと増加した。ブルクマンたちは、一人のブルクグラーフ、二人のバウマイスター、二人の執政ブルクマン *Regimentsburgmannen* などの役職者を選び、⁽¹⁴⁾ ブルクグラーフを長としてブルクマンによって構成される裁判所を持つ団体として存続した。⁽¹⁵⁾ この団体への新規受け入れも、自分たちで決定した。こうしたフリードベルクのブルクマン団体は、この地方における下級貴族 *Niederadl* の重要な結集点となり、特異なことに、近世にも小さな領邦を形成して、帝国直属の地位を保ったのであった。⁽¹⁶⁾

ブルクマン団体は、当初から隣接する都市よりも優位にあったと思われる。⁽¹⁷⁾ 城は都市に接する南側にも防壁を有していたが、一方都市の北側は防御施設を持たないままであった。城のブルクグラーフは城だけでなく都市においても、最高の国王官職であり、したがって城の裁判所だけでなく、都市の参審人裁判所をも主催する立場にあった。他の国王都市におけるのと異なり、フリードベルクのシュルトハイスは、都市における最高の役職ではなく、ブルクグラーフに対して従属的な役割しか果たしていなかった。

しかしその後、この優位に都市側が挑戦していくことになる。⁽¹⁸⁾ 背景には、他の都市でも全般に見られた市民団体による自治の発展がある。フリードベルク市では、他の多くの国王都市と同様、一三世紀後半から都市参事会が史料に登場

する。⁽¹⁹⁾これと平行して、一三、一四世紀のフリードベルク市はかなりの経済的繁栄を見せた。⁽²⁰⁾繁栄の頂点であった一四世紀半ばの時点で、市は約三〇〇〇の人口を擁したと推定される。市の経済的繁栄を支えたのは毛織物手工業とその製品の販売であった。フリードベルク産の毛織物はフランドル産のような高級品ではないが、広範囲に販売されたことが知られている。⁽²¹⁾加えて一四世紀前半には大市(メッセ)の開催を王権から認められ、そのための特権を獲得した。また、フリードベルクの都市法は、シュッテン Schotten など近隣のいくつかの小都市に授与されている。⁽²²⁾こうした都市法授与も、経済的發展に伴って増大したフリードベルク市の重要性をうかがわせる現象である。フリードベルクの毛織物工業は一四世紀末には急速に衰退し、メッセもフランクフルトのメッセとの競争などによって開かれなくなっていくが、それまでの経済的上昇を背景に、都市参事会と市民たちは城からの自立を追求し、城のブルクマンたちとの対立を深めていった。こうした城のブルクマンと都市の市民の間の対立は、他の国王都市では例えばオッペンハイムなどで見られたが、⁽²⁴⁾フリードベルクにおける対立はとりわけ激しく、また継続的であった。⁽²⁵⁾

その際の争点を取引して述べておけば、だいたい以下の諸点である。⁽²⁶⁾まず、都市参事会の構成が争われた。これについては、後述のように、ブルクマンの中から都市側の人選によって六人が選ばれて都市参事会メンバーになることになっていったが、この点が紛争の種になった。都市側は、できるだけこの六人を迂回して、参事会の会議を開き、決定を下そうとしたのであった。別の争点は、フリードベルクにおける裁判権の問題であった。フリードベルクには、ブルクグラーフが主催してブルクマンによって構成される城の裁判所と、ブルクグラーフないしその代理としてのシュルトハイスが主催して参審人によって構成される都市の裁判所が存在した。更にこれらに加えて、都市参事会も裁判権行使はじめた。これら裁判機関の管轄と権限もたびたび争いの材料となった。都市側は、参審人の補充を怠ることによって、ブルクグラーフが主催する都市裁判所の活動を麻痺させ、代わりに都市参事会の裁判活動を拡大しようとしたのであ

た。更に、租税問題も対立点となった。城は後述のように、都市の消費税 *Ungeld* の半分を取得する権利を王権から認められていた。これに対して都市側は、できるだけ税収を城に吸い上げられまいとした。例えば、穀物税 *Mahngeld* がここでの「税収」に含まれるかどうかが争われた。また、都市が定める税を城側も支払う必要があるか、という点もさまざまに争われた。例えば、都市が導入した荷車税 *Weggeld* をブルクマンやその従者も支払う必要があるかどうか問題となった。その他、流通税等についても同様の問題があった。最後に、城と都市の境界部分の建築物をめぐる、何度も争いが起きた。城の南、都市の北に建てられる教会などの建築物をめぐる、撤去・改築を求める城側とそれに抵抗する都市側が争ったのであった。

二. 国王による決定（一二世紀後半から一四世紀初め）

城の優位をはねのけようという都市側の動きは、一二世紀後半には、史料に明確に登場しはじめる。一二七五年には、都市側は城を破壊した。市民たちのこの行動は、国王ルードルフ一世が展開した帝国領回收政策のもとでの帝国城塞の再整備と強化に対する反応であったかもしれないが、詳しい原因、経過、破壊の程度などは不明である。⁽²⁸⁾ 同年一二月に国王ルードルフがフリードベルクのブルクマンたちに、フリードベルクのユダヤ人が支払う税を与えているのは、城が被った損害を回復するための措置であったと思われる。⁽³⁰⁾

一二七六年四月、国王ルードルフは、前年に起きた城の破壊に関して市民たちを赦し、今後この件で何か請求することもしないという約束している。⁽³¹⁾ また、国王は、フリードベルク市民がオッペンハイム市民とともに陰謀を企てたという嫌

疑についても、不問に付すことを宣言している。オッペンハイムも国王都市で、前述のようにやはりかなり強力な城が隣接していた。オッペンハイムもこのとき、フリードベルク同様に赦されて⁽³²⁾いる。

国王は更に一二八〇年代に、城と都市の対立について決定を下した。このときのルードルフの行動は、一二八四年から一二八五年にかけて、エルザス、ヴェッテラウをはじめ広い範囲に広がった都市市民の反乱の事後処理の一環であつた。⁽³³⁾この反乱の際に、市民側はやはり城とブルクマンを攻撃したものとと思われる。これに対して一二八五年七月にマインツで、国王ルードルフは、ブルクマン・市民双方の同意を得て両者の間に取り決めと和解を成立させた。⁽³⁴⁾相手に攻撃や不法を加えることは両者ともに禁じられ、今後侵害を加えた側はライヒから得ている諸特権などを失うとともに、相手方から要求があつた場合には、制裁として教皇による破門か国王のアハトかのどちらかをみずから選ぶこととされた。⁽³⁵⁾両者の今後の対立は、フリードベルク市における古来よりの慣行にしたがつて決せられるものとされた。⁽³⁶⁾この場合、フリードベルク市における慣行とは、もちろん市民側の慣行という意味ではなく、単に場所を特定しているにすぎない。

内容的にはこの和解は、都市反乱の事後処理として、まずブルクマンと市民の間の休戦を実現し、そしてお互いに今後の侵害を抑えるというものであつて、両者の関係についてオーブンな部分を多く残していた。上述のように、今後の両者の紛争は都市の古くからの慣行にしたがつて解決する、とだけ述べられているのが象徴的である。

国王ルードルフは更に同日付の別の証書で、ブルクマンたちに、市の消費税 *Ungeld* の半分を与えた。⁽³⁷⁾理由は、城の維持と修理のためとされている。しかしこの処分は、都市側には不満を残し、その後の紛争の原因となつていく。ルードルフから次の国王アードルフ・フォン・ナッサウへの代替わりの時期にも、フリードベルクでは騒擾が起きたらしい。一二九三年八月に、アードルフは、この間の市民たちの行き過ぎを赦し、再び王の恩寵の中へ受け入れること

を宣言している⁽³⁸⁾。

一三〇一年三月には、ブルクマンと市民は、当時ライン地方の選挙侯たちとの対立に入っていた国王アルブレヒト一世を支援するために同盟するとともに、その間両者の間で紛争が生じる場合に備えて、仲裁機関を設けることで合意した⁽⁴⁰⁾。仲裁機関は、市民四人、ブルクマン四人、仲裁裁判長 Obmann としてのフリードベルクのフランチェスコ修道院長 Guardian によつて構成され、一四日以内に決定を下すこととされた⁽⁴¹⁾。この協定に先立っても、やはり両者の間で紛争が生じていたのかもしれない⁽⁴²⁾。

注目されるのは、両者の紛争において一四世紀を通じて活用される仲裁という方式が、ここで初めて明示的に登場したことである。仲裁自体は教会に由来する紛争解決方式であり、一二世紀以後南と西からドイツ各地に広がった。当初は、両当事者とも聖職者のケースについて使われ始めたが、そこから、一方当事者が俗人のケース、更にこの紛争のように両当事者が俗人のケースにも利用が広がっていった⁽⁴³⁾。この一三〇一年の協定において仲裁裁判長が聖職者なのは、上述のような仲裁の普及過程からすると理解できるところである。一二八五年の決定が紛争解決方法をオープンにしていたのに対して、ここではこうした仲裁機関を設けることで対処が図られたのであった。しかし両者の対立に対処するには、この仲裁機関では十分でなかったようである。

一三〇六年七月にはフランクフルトで、国王アルブレヒト一世が、両者の関係を定めた⁽⁴⁵⁾。証書では、国王が取り決めに定め、両当事者がそれを遵守することを誓約したと言われており、一二八五年の決定のように両者の同意を前提としたものである、とは書かれていない。国王アルブレヒト一世は、父ルドルフと比べると、強圧的な統治を行う傾向があり⁽⁴⁷⁾、フリードベルクの城と都市の間の紛争への対処にも、そうした傾向が反映されているのかもしれない。

取り決めにおいては、市民は、ブルクマンの中から六人を選んで都市参事会に受け入れることとされた⁽⁴⁸⁾。この六人の

ブルクマンは、裁判等で不正があった場合には、それを国王に知らせるべきこととされ、それを受けて国王がみずから決定を下すこととされた。⁽⁴⁹⁾ブルクマンと市民の間の個別の紛争に際しては、ブルクマンが被告となる場合は城のブルクマン裁判所で、市民が被告となる場合は都市の参審人裁判所で裁判がなされるべきであり、かつどちらの裁判所もブルクグラーフの主権の下で開かれるべきこととされた。⁽⁵⁰⁾ただしブルクマンが市内で、また市民が城内で故殺を犯した場合、それぞれ都市と城の裁判所でブルクグラーフ主権のもとに裁判される。⁽⁵¹⁾ブルクマンと市民の間で実力による衝突が起きた場合には、ブルクグラーフが停止を命じ、両者は命令に従うべきである。⁽⁵²⁾ブルクグラーフが参審人と前述の選ばれた六人のブルクマンの助言によって市のシュルトハイスを任命する。このように、フリードベルクにおいて国王の代理として最高の地位にあるのは、ブルクグラーフであるとされた。⁽⁵³⁾城の下Gartenと呼ばれる地区に住むいわゆるGärnerは、従来どおり、市ではなくブルクグラーフと城に仕えるべきこととされた。⁽⁵⁴⁾城内でワインを酌む（売る）者は、古い升を使う場合は無税だが、新しい升を使う場合は消費税を納めねばならず、この税は市と城で折半されるべきことと定められた。⁽⁵⁵⁾城内に住む手工業者がその商品を市内で販売する場合には、彼らが市民権を有するならば市民と同様の通常の税を市に支払い、そうでないならば市外の手工業者として扱われるべきこととされた。⁽⁵⁶⁾

一二八五年の和解が暫定的・現状維持的なものであったのに対して、この一三〇六年の国王裁定は、その後の両者の関係を律する基本文書として維持されることになる。⁽⁵⁷⁾全体として城側に有利な裁定であったことは上述の内容から明らかであるが、とりわけ都市参事会に六人のブルクマンがメンバーとして所属するという条項は、城側が都市側の行動を監視することを保証するものであり、都市側の自立的政策の余地を大いに狭めるものであった。⁽⁵⁸⁾これに対して、城側の優位を覆そうとする都市側の試みは続き、両者の対立と紛争は、続く時代にも繰り返し発火したのである。

三. 仲裁による解決の試み（一三三〇年代から一三六〇年代）

さて、城と市の対立は、一三三〇年代にまたも顕在化することになる。⁽⁵⁹⁾この時期の争いは、後に触れる文書の内容からすると、市の参審人の補充方法とそこでのブルクグラーフの役割、市内の聖カタリナ礼拝堂の建設、墓地における建築物などを争点とするものであった。

この問題について皇帝ルートヴィヒ四世は、一三三一年七月二日、ニュルンベルクから証書を発して、ミヒャエリス（九月二九日）まで休戦するよう指令し、その間は国王アルブレヒト一世の一三〇六年の決定が遵守されるべきことを命じた。休戦中は、現在の参審人たちが引き続き権限を行使し、また都市からいったん外に逃れた者たちも再び都市に帰還すべきこととされた。そして休戦の間に皇帝自身が *nüne* または *recht* により両者の争いを解決しようというのである。⁽⁶⁰⁾おそらくこのとき対立する両当事者の代表がニュルンベルクの皇帝のもとに出頭しており、彼らは対立を皇帝による仲裁にゆだねることに同意したものと推測される。皇帝が他の事項に妨げられてその期間内に解決できない場合、皇帝は休戦期間を延長することとされた。しかし、もし休戦期間中にブルクマンと市民が和解するのであれば、皇帝とライヒの権利を害さない限りそれは有効と認められる。⁽⁶³⁾仲裁においては一般に、当事者の合意を得た上での解決、すなわち *nüne* による解決が優先されていたのであるが、その考え方からして、両当事者が仲裁の外で和解に合意できれば仲裁判決を待たずにそれで解決と見なされるわけである。

更にこの文書で注目されるのは、ルートヴィヒが、ルター・フォン・イーゼンブルク *Luther von Isenburg*、ゴットフリート・フォン・エプシュタイン *Gottfried (IV.) von Epstein*、ウルリヒ・フォン・ハーナウ *Ulrich (II.) von Hanau* に対して、彼ら全員または二人または一人が七月三〇日にフリードベルクへ行くよう命令し、またフランクフルト、ヴェツラー、

ゲルンハウゼンの三市にも二人ないしそれ以上の市民をフリードベルクへ送るよう命令していることである。彼らは現地でブルクマンと市民から休戦遵守の約束を得るよう指示されている。⁽⁶⁴⁾ ヴェッテラウの四市は、一三世紀後半以来継続的に、都市同盟で結合する関係であり、皇帝はここでこの結合関係を利用しようとした。またここで名をあげられた三人のヴェッテラウの貴族のうち、ゴットフリート・フォン・エプシュタインは、一三二〇年代と一三三三年七月以降、ヴェッテラウの国王領管理の最高責任者であるラントフォークトとして活動した人物で、ルートヴィヒとの関係は特に緊密であつた。⁽⁶⁵⁾ ウルリヒ・フォン・ハーナウもまたルートヴィヒの王権に近い貴族で、この時期、ルートヴィヒへの奉仕を国王都市ゲルンハウゼンの質入れによって報いられていた。⁽⁶⁶⁾ 彼らも皇帝がヴェッテラウで支柱としうる勢力であり、ルートヴィヒは彼らにも任務をゆだねたのである。このように貴族と都市が並んで休戦約束を徴する仕事を任されていることは、ブルクマンと市民という両当事者の属性に対応するものと考えられる。

翌一三三二年二月一日には、当時フランクフルトに滞在中の皇帝が、ブルクマンと市民の対立につき決定を下した。⁽⁶⁷⁾ 証書冒頭で、両者が一致して争いを皇帝にゆだねたことが述べられており、⁽⁶⁸⁾ 皇帝による仲裁への付託とそれを受けての皇帝の仲裁判決がなされたという体裁になっている。皇帝はまず両者の間に和平を樹立し互いに要求を放棄することを求め、⁽⁶⁹⁾ 皇帝自身も一部の例外を除いてこの間皇帝とライヒに対してなされた非行ゆえの請求を放棄した。⁽⁷⁰⁾ 国王城塞と国王都市における騒擾はしばしば王権が持つ諸権益を侵害し、それゆえ王権自身を当事者の位置に置くことになる。この放棄はそうした関係をうかがわせるものである。現在の参審人は引き続き職にとどまることとされ、彼らの自己補充権が認められたが、一人の参審人の死後一ヶ月以内に自己補充がなされない場合は、ブルクグラーフが新たな参審人を任命することとされた。⁽⁷¹⁾ 都市側が参審人の補充をサボタージュして、参審人裁判所の活動を麻痺させ、都市参事会の裁判活動を伸ばそうとするのに対して、こうした形で対処が図られたのであつた。城と市の間で争いの的になっていた聖カ

タリナ礼拝堂（城の南、市の北という両者の境界にあった）については、皇帝自身が自らの費用でとりこわすものとされた。⁽⁷²⁾ フリードベルクの建築物については、既に一三二四年一二月に、ルートヴィヒ四世が発した証書が緊張関係の存在を示唆していた。⁽⁷³⁾ すなわち、そこでルートヴィヒは、市に対して、城の近くに築いた塔に屋根をつけることを認めたが、ただし塔を城の城壁以上の高さにしてはならないこととしている。市民側が建てる建築物は、この後もたびたび対立点として登場する。

今後の両者の紛争についても基本的に今回と同様の解決手続が想定されている。すなわち、まず両者の間で和解がはかられるべきであるとされる。もつとも、皇帝とライヒの権利はやはり例外とされ、これについて生じた損害は皇帝かそのアムトマンの判断に従って賠償されるべきであるとされる。⁽⁷⁴⁾ しかし両者の間で合意による解決が見いだせない場合は、両者は争いをルートヴィヒか彼の後継者のもとへ持ち込んで、その決定に服することとされる。⁽⁷⁵⁾ 文言は不明確であるが、ここでも一方による提訴と判決よりは、やはり皇帝への仲裁付託が想定されているのだと思われる。今回の解決方法を今後についてもモデルにしようというのである。その他、和解違反に対する罰金、墓地の建築物についての現地調査、一三〇六年の文書がなお妥当すべきこと、などが定められた。⁽⁷⁶⁾

皇帝は二月一〇日に、フリードベルク市と市民に改めて命令を発して、先の決定に言及しつつ、参審人が旧来の慣習、名譽、権利を保持すべきこと、参審人の補充は彼らの自己補充により、それは場合によっては多数決でなされるべきこと、参審人には彼らが持つべき印章、会計台帳、証書、市の法規などが引き渡されるべきこと、などを命じている。命令に従わない場合、それは皇帝への反抗として扱われる。文書によれば、参審人の件で、参事会・市民の内部でも対立が存したようである。印章などの引き渡しに関する部分は、市内での参事会と参審人の権限争いを示唆する。⁽⁷⁷⁾

しかしフリードベルクの城と市の間の争いは、この決定によってもなお完全には解決しなかった。そこで皇帝は争い

を現地における仲裁に付すよう指示することになる。一三三二年一月二四日に皇帝がニュルンベルクから参事会と市民に発した命令によれば、既にこの時点より前に皇帝は争いを仲裁に付すよう指示していたようである。⁽⁷⁸⁾都市から三人、ブルクマンから三人、合計六人の仲裁人が指定されることとされていた。ここでいう都市は、すぐ後で触れる同日付けの皇帝の命令書によれば、フランクフルト、ヴェッツラー、ゲルンハウゼンの三市である。彼らが一致しない場合は七人目が仲裁裁判長として受け入れられるべきこととされ、彼ら七人がナッサウ伯ゲアラッハの助言に従って決定することとされた。⁽⁷⁹⁾そして皇帝はこの時点で市民たちに対して、彼らの側の仲裁人を指定し、一ヶ月以内に決定が出されるようにと指示している。皇帝は同様の命令をナッサウ伯、諸都市、フリードベルクのブルクグラーフにも送ったと述べている。市民がブルクマンが仲裁の内容を実行しない場合、ナッサウ伯と諸都市が皇帝に知らせるとともに、彼らが皇帝のために相手方を援助することとされた。

この文書では仲裁の裁判長とナッサウ伯ゲアラッハの関係は不明確である。しかし別に同日付けの皇帝からナッサウ伯ゲアラッハへの命令が伝存しており、それによると皇帝は伯に前述の文書と同様の内容を知らせた上で、争いについて聴取し決定するよう委任している。⁽⁸⁰⁾ここからすると、皇帝側はナッサウ伯が仲裁裁判長になることを想定していると思われる。あわせて、伯らが下す決定に当事者が従わない場合、やはり相手方を助け、どちらの側が不服従であったのか皇帝に知らせるようという指示が出されている。

ここで登場したナッサウ伯ゲアラッハは、故国王アードルフ・フォン・ナッサウの息子で、もともと聖界入りするはずであったが、父王の死後、ナッサウ伯家の支配を引き継ぎ、中ラインのグラーフ・ヘルたちの間では重要な役割を果たしていた人物であった。⁽⁸¹⁾一三一四年の二重選挙後の王位争いにおいては、当初はライン宮中伯らとともにハープスブルク家のフリードリヒの陣営に属したが、一三二〇年三月には国王ルートヴィヒと和解して陣営を変えた。既に

一三二〇年代からいくつかの紛争解決で仲裁裁判長や仲裁人として登場しており、この時期にはヴェッテラウのラントフォークトの職にあつた。⁽⁸²⁾ フリードベルクとの関係でも、一三三一年七月に、皇帝はブルクマンたちに命令して、ゲアラッハの指示に従ってフリードベルクに新たに城を一つ建設するよう指示している。⁽⁸³⁾ 皇帝は、ラントフォークトという直轄支配の統治組織を紛争解決に活用しようとしたわけである。また他方で、市民側の仲裁人がヴェッテラウの他の三国王都市から選ばれるべきこととされているのも興味深い。ヴェッテラウの国王都市間の結合がこうした形で利用されているのである。

しかし、この仲裁機関がそもそも成立したのかどうか、またそこでどのような決定が下されたのか、については何も伝わらない。ヴェッテラウのラントフォークト職にも、その後ナッサウ伯ゲアラッハに代わって、ゴットフリート・フォン・エプシュタインが、一三三三年七月に、皇帝により新たに任命される。⁽⁸⁴⁾

結局、市民とブルクマンは一三三四年六月に、彼らの関係について協定を成立させた。⁽⁸⁵⁾ 両者は互いに今回の不和から生じた請求を放棄し、裁判籍に関しては国王アルブレヒトの裁定が今後も妥当することを確認した。⁽⁸⁶⁾ 将来の紛争解決のためには、ブルクマンは市側の参審人から二人を、市民はブルクマンから二人を選び、彼ら四人が仲裁人として一ヶ月以内に決定を下すこととされ、⁽⁸⁷⁾ 一ヶ月以内に決められない場合はフランクフルトに入って決定すべきこととされた。⁽⁸⁸⁾ この四人は一年任期で、一年経過後は同様に別の四人が選出される。協定全体の有効期間は四年とされた。⁽⁸⁹⁾ 前述の一三三二年の皇帝による仲裁判決以後もなお残っていた対立点がどう解決されたかは不明で、ここではもっぱら将来の紛争のための枠組みが合意されたのであった。注目されるのは、ゴットフリート・フォン・エプシュタインがこの協定の成立に立ち会い、協定証書に印章を付していることである。⁽⁹⁰⁾ おそらく協定は彼の仲介により成立したのであろう。上述の一三三二年の指令から考えると、当時ラントフォークトであつたゴットフリートがここで登場するのには、背後

に皇帝の意向が働いていたのかもしれない。

以上、一三三〇年代においても、皇帝がフリードベルクにおける紛争の解決にかかわっているが、その際には仲裁という形式が明示的に採用された。また同時に、ラントフォークト、ヴェッテラウの他の貴族たち、ヴェッテラウの他の国王都市といった、いずれも皇帝と結びつく現地の勢力が、紛争解決のために活用されたことも注目される。

この後ルートヴィヒ治世中は、両者の大きな対立は知られていない。ただ、一三四一年一〇月に、五人のブルクマンたちが、ブルクマンの一人フリードリヒ・フォン・カルベン Friedrich von Karben および彼の持ち分共有者たちと二人のフリードベルク市民との間の、フリードベルクの新しい肉売り台をめぐる対立について、決定を下している。⁽⁹¹⁾これは国王の命令によって設けられた仲裁人による仲裁判決であったようである。⁽⁹²⁾個々のブルクマンと市民の間の紛争であるが、仲裁判決が実際に下されている事例である。

その後、一三四〇年代末から、更に城と市の対立を知らせる史料が伝わる。このときの対立は、ルートヴィヒ四世からカール四世⁽⁹³⁾への王位移行に伴う混乱を背景としていた。教皇庁と対立し続けたルートヴィヒ四世に対して、教皇庁の意を受けた選挙侯たちは一三四六年七月にルクセンブルク家のカールを対立国王として選出した。ウルリヒ三世・フォン・ハーナウ、ゴットフリート・フォン・エプシュタイン、ナッサウ伯たちといった、ヴェッテラウ・中ラインの貴族たちは、早くも一三四七年にはカール四世側に付いたが、それに対して、フランクフルト、フリードベルクなどのヴェッテラウの国王都市は、一三四七年一〇月のルートヴィヒ四世の急死後も、反カール四世の陣営にとどまった。⁽⁹⁴⁾候補者探しに手間取った反ルクセンブルク陣営は、ようやく一三四九年一月にシュヴァルツブルク伯ギュンターを対立国王に選挙するが、フリードベルク市は同年二月に国王ギュンターから特権確認を受けている。⁽⁹⁵⁾このような中、城との対立で城側に圧迫された市側は、国王ギュンターを市内に招いた。⁽⁹⁶⁾国王の登場に際して、城のブルクマンたちも一時ギュンター

の王位を承認したようである。⁽⁹⁷⁾しかし、王位を争う両陣営の対立はカール四世側に圧倒的に有利に展開し、ギユンターは一三四九年五月末にはカール四世と和解して王位を断念する。この和解には、フランクフルトとフリードベルクも含まれ、フリードベルク市は、一三四九年六月初めに、カール四世から特権確認などを得る。⁽⁹⁸⁾

こうした中、フリードベルクのブルクマンと市民は、一三四九年五月初め、翌年三月までの休戦に合意し、⁽⁹⁹⁾この間互いに相手に損害を与えないことを約束した。市側の証書には市の他にフランクフルト市が印章を付し、また城側の証書にはウルリヒ・フォン・ハーナウが印章を付しており、両者が休戦約束の保証人となった。休戦合意自体も、フランクフルトとウルリヒの仲介によって成立したものと思われる。当時国王ギユンターの陣営にとどまっていたフランクフルトとカール四世に付いていたウルリヒ・フォン・ハーナウが並んで登場することは、このときの市と城の対立が、王位争いと連動していたことを推測させる。おそらく城側は、国王ギユンターがフリードベルクを去った後、カール四世陣営に転じたのであろう。

更に両者は同日付で、両者の間で成立した和解を宣言し、その遵守を約束した。⁽¹⁰⁰⁾市側が発行した証書によれば、国王アルブレヒト一世の証書の各条項は遵守される。市は、城側による放火や損害に対する請求を放棄する。市側が行った建築は取り壊し、市は今後城に害となる建築をせず、建築にはブルクグラーフと城のバウマイスターの同意を得る。それに対して市側は、門と家を従来通りに再建してよい。この和解についても、市側の証書には、フランクフルト市が、城側の証書にはウルリヒ・フォン・ハーナウがともに印章を付している。

上述のフリードベルク市のための特権確認等が行われたのと同じ時期、一三四九年六月初めには、カール四世がマインツで、フリードベルクにおける建物の取り壊しに関して証書を発行している。⁽¹⁰²⁾内容は、両者が国王の前で協議し合意したものとされる。⁽¹⁰³⁾中身としては、先の和解の文言が繰り返されている。市側は、建物を取り壊すことと、今後ブルク

グラーフおよび城のバウマイスターの同意なく城に有害な建物を建てないことを、国王の前で改めて約束し、それによって先の当事者間の和解は、国王の權威によって効力を補強されたのであった。

その後一三五〇年代からは、フリードベルク市における穀物税 *Mahlgeld* の徴収に関して、城側と都市側の見方の対立があったことが間接的に知られる。一三五三年五月、カール四世はプラハから、*Mahlgeld* に関して城に対する命令を発している。⁽¹⁰⁴⁾ フリードベルクにおける穀物税については、既に一三一八年一月に、国王ルートヴィヒが市にその徴収を許可していた。⁽¹⁰⁵⁾ 更に一三四六年三月の皇帝ルートヴィヒ四世の市のための特権状は、⁽¹⁰⁶⁾ 市に穀物税徴収を認めただうで、徴収をブルクマンの関与なしに行つてよいこととしていた。穀物税には市以外何人も關係を持たないことも言明された。税の用途としては、市の囲壁などがあげられている。これに対して上述のカール四世の命令では、カールはいったん城側に穀物税の半分を支払うよう市に命じたが、その後当時市の質入れを受けていたシュヴァルツブルク伯⁽¹⁰⁷⁾が苦情を申し立てたため、城が穀物税を得るのをやめるように、城に対して命令している。伯側の主張によれば、穀物税については何ら新しい法の定めはなく、むしろそれはカール即位のずっと前から市に属してきたのである。そのことは証書によつても確認されているとして、伯側は先の一三四六年のルートヴィヒ四世の証書を証拠として持ち出している。⁽¹⁰⁸⁾ 更に、カール自身が質受人である伯の利益を損なわないよう質入れの際に約束したということも指摘されている。このように前面に出ているのは質入れを受けていたシュヴァルツブルク伯であるが、文書はフリードベルク市に伝わっており、その背後には市民たちがいたものと考えられる。

一三六六年一月、カール四世は再びプラハから、城に対して命令を下している。⁽¹⁰⁹⁾ ブルクマンは市内に、市民は城内に土地や家を取得してはならないことになっているはずだが、城側がこれに反して市内に土地や家を獲得していると聞いたので、皇帝は、これをやめ、市を圧迫することがないように、城に対して命令した。また市が建設した門や門の前の土

地である、いわゆるBifangについてもまた、市を妨げるのではないよう命じている。市側は、皇帝のもとに苦情を訴えて、この命令を得たのである⁽ⁱⁱⁱ⁾。

(1) Heinrich von ROSENTHAL, Johannes GOEDDAEUS, Gründlicher Bericht der heyligen Reichs Statt Friedberg Standt, Regalien, Privilegien, Rechten und Gerechtigkeiten und der Röm. Keys. Mayest. unsers Allergnedigsten Herrn ohnmittelbare Superioritet. und des heyligen Roemischen Reichs Interesse wider der Burg daselbst an gemaste Newerungen und erwagte Strittigkeiten, 1610, Vorwort.

(2) 本稿で取りあげたケース以外に、中世後期ドイツで見られた具体例としては、例えば、中ライン地方の覇権をめぐるマインツ大司教とライン宮中伯の争い、多くの司教都市における都市領主たる司教と市民団体の争い(著しいケースとしてケルン大司教とケルン市の争いなど)、あるいはニュルンベルクのブルクグラフとニュルンベルク市との争いなどをあげることができる。

(3) そのような継続的紛争については、紛争主体および争点において、それぞれ広狭の区別を觀念することができる。紛争主体に関しては、同じ人間同士が争う場合を狭義の継続的紛争、具体的な人間は変わっても対立の当事者としては同じ主体と見なしうる場合を広義の継続的紛争と考えることができる。後者は、例えば二つの貴族家門が何代にもわたって争い続けるような場合である。争点に関しては、一つの同じ争点をめぐって争い続ける場合を狭義の継続的紛争、同一主体が時期によって異なるさまざまな争点をめぐって争い続ける場合を広義の継続的紛争と見なせよう。同じ人間が同じ争点めぐって争う場合は、いわば最狭義の継続的紛争ということになる。本稿で扱うフリードベルクの事例は、逆に、紛争主体についても、争点についても、広義の継続的紛争である。

(4) 我が国では、とりわけ服部良久氏が、中世・近世ドイツにおける紛争解決について、多くの研究を発表している。服部良久「中世盛期ドイツにおける紛争解決と国制」『京都大学文学部紀要』四三号(二〇〇四年)九一―一二一頁、同「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序——紛争解決と国家・社会——」『史林』八八巻一号(二〇〇五年)五六―八九頁、同「一

三世紀のドイツ北西部における紛争解決と政治秩序』『京都大学文学部紀要』四五号(二〇〇六年)六一―一九〇頁、同「中世ドイツにおける紛争解決と秩序 フリードリヒ・バルバロッサの治世」『歴史と地理』六〇九号(二〇〇七年)一一―六頁、同『アルプスの農民紛争 中・近世の地域公共性と国家』(二〇〇九年 京都大学学術出版会、同「初期シユタウフェン朝時代の紛争解決と政治秩序 国王と「ヴェルフェン家」の対立をめぐって」『京都大学文学部紀要』四九号(二〇一〇年)一八七―二九〇頁、同「フリードリヒ一世・バルバロッサの宮廷とコミュニケーション——儀礼・争い・秩序」『京都大学文学部紀要』五〇号(二〇一一年)二〇一―二四九頁。他に、日本の学界での議論の一端を伝えるものとして、二〇〇七年度西洋史研究会の共通論題報告と討論をまとめた、「中世王権と聖俗貴族層——紛争の解決とアイデンティティ——」『西洋史研究』新輯三七号(二〇〇八年)一八二―二六六頁も参照。西洋学界における研究状況については、さしあたり、服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決——儀礼・コミュニケーション・国制——」『史学雑誌』一一三卷三号(二〇〇四年)六〇―八二頁を参照。いくつかの論文は、服部良久編訳『紛争のなかのヨーロッパ中世』(二〇〇六年 京都大学学術出版会)で日本語訳されている。そこで紹介されている、近年盛んな文化史的な史料解釈に対して、法史研究の立場からの解釈を提示するのは、Karl KROSCHELL, GEWALT ODER RECHT? Rechtsverständnis und Konfliktlösung im deutschen Hochmittelalter 『日本学士院紀要』六三卷三号(二〇〇九年)一六七―二七七頁(日本語訳二五六―二六六頁)。また「西川洋一「フリードリヒ一世・バルバロッサ期の国王裁判権」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』(二〇一一年 創文社)九―三五頁も参照。その他、ドイツ学界におけるこのテーマへの取組として、文化史的アプローチと法史的アプローチにともに目配りした Stefan ESSELS (Hg.), Rechtsverständnis und Konfliktbewältigung. Gerichtliche und aussergerichtliche Strategien im Mittelalter, Köln u.a. 2007 のみをおげよう。

- (4) Max FOLTZ (bearb.), Die Reichsburg Friedberg im Mittelalter. Regesten der Urkunden 1216-1410, (Urkundenbuch der Stadt Friedberg, Bd.2), Marburg 1987 (以下「Regesten」略す)。
- (5) Thomas SCHUP (bearb.), Die Reichsburg Friedberg im Mittelalter. Regesten der Urkunden 1216-1410, (Urkundenbuch der Stadt Friedberg, Bd.2), Marburg 1987 (以下「Regesten」略す)。
- (6) フリードベルクの市と城の歴史を扱った一九世紀のモノグラフとして、Philip DIEFFENBACH, Geschichte der Stadt und Burg Friedberg in der Wetterau, Darmstadt 1887. フリードベルク市の証書集によりつづ、城と市の関係を「項目」ごとに論じた文献として、Hartmann MENZ, Burg und Stadt Friedberg -1410-, (Diss. phil., Marburg), Marburg 1909. 一二世紀以

後のフリーゼルク全般的について Reimer STOBBE, Die Geschichte Friedbergs von der Gründung bis zur Reformation, in: Michael KELLER (Hg.), Friedberg in Hessen. Die Geschichte der Stadt, Bd.1: Von den Anfängen bis zur Reformation, Friedberg 1997, S.129-245. 中でも 中世後期より近世のフリーゼルクについて 一般論として Volker Press, Friedberg - Reichsburg und Reichsstadt im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit, in: Wetterauer Geschichtsblätter 35 (1986), S.1-27. フリーゼルクの城と市の関係を 中世中期から近代まで概観するのとして Rainer ZUCH, Burg und Stadt Friedberg : Von der Reichsstadt zur Kreisstadt, von der Reichsburg zum Stadel. Stationen eines schwierigen Verhältnisses, in : Christine MÜLLER u.a. (red.), Burg und Stadt (Forschungen zu Burgen und Schlössern, Bd.11), München-Berlin 2008, S.75-90. フリーゼルクの城に関する基本的な研究文献について Thomas SCHULZ, Die Reichsburg Friedberg im Mittelalter: Untersuchungen zu ihrer Fassung, Verwaltung und Politik (=Wetterauer Geschichtsblätter 31), Friedberg 1982, 城に関する 題について Albrecht ECKHARDT, Burgraf, Gericht und Burgregiment im mittelalterlichen Friedberg, in: Wetterauer Geschichtsblätter 20 (1970), S.17-82, Fred SCHWIND, Zur Fassung und Bedeutung der Reichsburg, vornehmlich im 12. und 13. Jahrhundert, in : Hans PATZE (Hg.) Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung, Bd. 1, (Vorträge und Forschungen, Bd. 19), Sigmaringen 1976, S.85-122, S.101-106. 中世後期のフリーゼルクについて 一般論として Wilhelm-Hans BRAUN, Friedberg im Spätmittelalter (1250-1500), in: Wetterauer Geschichtsblätter 15 (1966), S.59-72, Reimer STOBBE, Die Städte Schotten und Friedberg im Einfluss hegemonialer Vormachtsansprüche im späten Mittelalter, in: Mitteilungen des Oberhessischen Geschichtsvereins 77 (1992), S.605-631, S.615ff. 城と市の Verfassung について Hartmann MENZ, Burg und Stadt Friedberg -1410 (Diss. phil., Marburg, 1909), Marburg 1909-の参照。 中世後期、特に 14世紀後半から後のフリーゼルク市の経歴と社会構成について Reimer STOBBE, Die Stadt Friedberg im Spätmittelalter: Sozialstruktur, Wirtschaftsleben und politisches Umfeld einer kleinen Reichsstadt, Darmstadt u. Marburg 1992 を参照。

- (7) シュタットフアーの帝国領国政策全般について Karl BOSL, Die Reichsministerialität der Salier und Stauffer. Ein Beitrag zur Geschichte des hochmittelalterlichen deutschen Volkes, Straates und Reiches (Schriften der MGH 10), 2 Teile, Stuttgart 1950, S.140ff., 西川洋一「十二世紀ドイツ帝国国制に関する一試論——フリーゼルク市・バレンロッハの政策を

中心として——(一)『国家学会雑誌』九四卷五・六号(一九八一年)一六三頁、三八頁以下を参照。

- (8) ヴェッテンラウにおける帝国領国政策の展開について、Karl E. DEMANDT, *Geschichte des Landes Hessen*, 2. Aufl., Kassel und Basel 1972, S.458ff. Fred SCHWIND, *Die Landvogtei in der Wetterau. Studien zu Herrschaft und Politik der staufischen und spätmittelalterlichen Könige*, Marburg 1972, S.1-86, Walter HEINEMEYER, *Das Hochmittelalter*, in: DERS. (Hg.), *Das Werden Hessens*, Marburg 1986, S.159-193, S.176-178.

- (9) シュタウフナーが城と都市をサットに設置したことが、W. HEINEMEYER, a.o., S.178. シュタフナーの帝国領国政策一般における城と都市の隣接事例について、Hans NIESE, *Die Verwaltung des Reichsgutes im 13. Jahrhundert. Ein Beitrag zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Innsbruck 1905, S.243-261.

- (10) フリーゼベルクの城と都市の初期の歴史について、H. NIESE, a.o., (註5), S.248ff., F. SCHWIND, a.o., (註8), S.29ff., Th. SCHULP, a.o., (註9), S.12ff., R. STORBE, *Geschichte* (註9), S.134ff.

- (11) 城と都市の都市(市民)としての最初の言及が現れる。Johann Friedrich Böhmer und Julius Ficker (Hg.), *Regesta imperii*, V, *Die Regesten des Kaiserreichs unter Philipp, Otto IV., Friedrich II., Heinrich (VII.)*, Conrad IV., Heinrich Raspe, Wilhelm und Richard 1198-1272, Bd.1, Innsbruck 1881-1882 (ND Hildesheim 1971), Nr.883, Johann Friedrich Böhmer und Johannes Lau (Hg.), *Urkundenbuch der Reichsstadt Frankfurt*, Bd.1, Frankfurt 1901, Nr.44, J.F. Böhmer u. J. Ficker, a.o., Nr.1035, J.F. Böhmer u. J. Lau, a.o., Nr.46.

- (12) Th. SCHULP, a.o., (註9), R. STORBE, *Geschichte* (註9), S.192ff.

- (13) 皇帝ルートヴィヒ四世は、一三三〇年七月にフリーゼベルクの城についてブルクフリーデを定めつつある。ブルクマン団体の王権直属の地位を認めつつある。Regesten, Nr.253, Johann Friedrich Böhmer und Julius Ficker (Hg.), *Acta imperii selecta. Urkunden deutscher Könige und Kaiser 928-1398 mit einem Anhang von Reichssachen*, Innsbruck 1870 (ND Aalen 1967), Nr.776, UB Friedberg, 1, Nr.312. また、一三四九年には国王カール四世がブルクフリーデを定めつつある。Regesten, Nr.280.

- (14) ブルクグラーフ職が世襲されないことを定めた一二七六年の国王ルードルフの証書 (Regesten, Nr.100) およびブルクマンたちの同意なしに、グラーフやフライヘルをブルクマンとして任命しないことを定めた、一二八五年の国王ルードルフ

フの特権状 (Regesten, Nr.112) を参照。また、一二八七年には、ブルクマンはブルクグラーフの主権する城の裁判所でのみ裁判されるという特権が与えられた。Regesten, Nr.116。一四九一年以後は、一二名の執政ブルクマンだけがブルクグラーフの選挙権を有するようになった。W.-H.BRAUN, aa.O. (注⑨), S.67。

- (15) フリードベルク城の裁判所に「フツツ」は、Friedrich BATTEMBERG und August ECKHARDT, Der Richter in eigener Sache, dargestellt anhand spätmittelalterlicher Quellen, insbesondere des Bürgergerichts Friedberg/Hessen und des Reichshofgerichts, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung 95 (1978), S.79-114, S.86-100, Th.SCHULP, Reichsburg (注⑨), S.114-126。

- (16) 近世のブルクマン団体を、中世における諸前提とゆゑに扱った文献として、Klaus-Dieter Rack, Die Burg Friedberg im Alten Reich. Studien zu ihrer Verfassungs- und Sozialgeschichte zwischen dem 15. und 19. Jahrhundert, Darmstadt und Marburg 1988。近世のフリードベルクに「フツツ」は、また、Klaus-Dieter Rack, Friedberg – Reichsstadt und kaiserliche Burg, in: Mitteilungen des oberhessischen Geschichtsvereins Giessen 83 (1998), S.87-110 を参照。

- (17) エドゥーグツツツ R.STOBBE, Geschichte (注⑨), S.139, R.STOBBE, Städte (注⑨), S.616。

- (18) エドの叙述に「フツツ」は、Th.SCHULP, aa.O. (注⑨), S.174ff. 毛織物業やメッセや「フリードベルク市の経済的發展に「フツツ」は、Hektor AMMANN, Die Friedberger Messen, in: Rheinische Vierteljahrsblätter 15/16 (1950/51), S.192-225, Th.SCHULP, aa.O. (注⑨), S.190ff. を見よ。中ライン地方におけるフリードベルク市の位置に「フツツ」は、R.STOBBE, Geschichte (注⑨), S.162ff.。

- (19) 史料初出は一二六六年である。UB Friedberg, 1, Nr.50。

- (20) 一四世紀フリードベルクの経済的發展に「フツツ」は、R.STOBBE, Geschichte (注⑨), S.148-163。

- (21) その販路は、東方はブレスラウ、西南方はベルン、東南方はブレスブルクやグラーツにまで及んでいた。H.AMMANN, aa.O. (注⑨), S.205f.。

- (22) W.-H.BRAUN, aa.O. (注⑨), S.63, Merenberg (1290), Salmünster (1320), Ulrichstein (1347), Schotten (1354), Bingenheim (1357), Engers a. Rh. (1357), Wehrheim (1372), などの諸都市がフリードベルク法を授けられた。

- (23) 一四世紀末以後のフリードベルク市の衰退に「フツツ」は、R.STOBBE, Geschichte (注⑨), S.197-206, それを背景とした市に

- 紛争について' Ebenda, S.206-209.
- (24) オックンハインの状況に關して' F.SCHWIND, Zur Verfassung (注9), S.106-112. Volker Rödel, Die Oppenheimer Reichsburgmannschaft, in: Archiv für hessische Geschichte und Altertumskunde, NF 35 (1977), S.9-48. DERS., Oppenheim als Burg und Stadt des Reichs, in: Geschichtliche Landeskunde 21 (1980), S.60-81.
- (25) 中世後期のフリーデスベルクにおける城と都市の成立について' 全般的には' Th. SCHULP, Reichsburg (注9), S.174-212. R.STOBBE, Geschichte (注9), S.142-148.
- (26) Th.SCHULP, Reichsburg (注9), S.200ff. 442' K.-D.RACK, Friedberg (注9), S.94ff. 参考。
- (27) 拙稿「十三世紀後半ドイツの帝国国制——ルートルフ一世の帝国領回收政策を中心として——」(一)『国家学会雑誌』一〇七巻七八号(一九九四年)一二八—一八七頁を参照。ルートルフ・フォン・ハープスブルクについて一般的には' やしもり' Thomas Zotz, Rudolf von Habsburg (1273-1291), in: Bernd SCHNEIDMÜLLER und Stefan WEINFURTER (Hg.), Die deutschen Herrscher des Mittelalters. Historische Portraits von Heinrich I. bis Maximilian I. (919-1519), München 2003, S.340-359, Peter MORAW, Von offener Verfassung zu gestalter Verächtung, Berlin 1985, S.211-222. Heinz THOMAS, Deutsche Geschichte des Spätmittelalters 1250-1500, Stuttgart 1983, S.29-85, Karl-Friedrich Krieger, Die Habsburger im Mittelalter. Von Rudolf I. bis Friedrich III., Stuttgart 1994, S.11-74. DERS., Rudolf von Habsburg, Darmstadt 2003. 2. ーン・ハンの国王支配について' 442' Egon Boshof und Franz-Reiner Erkens (Hg.), Rudolf von Habsburg 1273-1291. Eine Königsherrschaft zwischen Tradition und Wandel, Köln u.a. 1993 214-215の解説を参照。他の史料は同書集巻21の214' Egon Boshof, Hof und Hoftrag König Rudolfs von Habsburg, in: Peter Moraw (Hg.), Deutscher Königshof, Hoftrag und Reichstag im späteren Mittelalter (Vorträge und Forschungen, Bd.48), Stuttgart 2002, S.387-415を参照。
- (28) 全般的には' Oswald REDLICH, Rudolf von Habsburg, Das deutsche Reich nach dem Untergange des alten Kaisertums, Innsbruck 1903 (ND Aalen 1965), S.467ff., 471ff. 参考。
- MARTIN, Die Städtepolitik Rudolfs von Habsburg, Göttingen 1976, S.110ff.
- (29) 一二二五年の城破壊による前送の動機について' Th.SCHULP, aa.O. (注9), S.185f. R.STOBBE, Geschichte (注9), S.142f.
- (30) UB Friedberg, 1. Nr.60, 70の証書について' Fritz H. HERMANN, Aus der Geschichte der Friedberger Judengemeinde, in:

Wetterauer Geschichtsblätter 16 (1987), S.51-78, S.51ff. DERS. Vom "Opferfennig" befreit, die "Kronsteuer" erfolgreich verweigert. Noch einmal: Zur Sonderstellung der Friedberger Juden, in: Wetterauer Geschichtsblätter 32 (1983), S.119-123. ヘルマンは、このころの処分にまつフリードリヒ・ベルクのユダヤ人税は以後恒久的に城に与えられることになったと解している。また、R. STOBBE, Geschichte (注9), S.188f.

- (16) Bernhard DIESTELKAMP und Ute RODEL (bearb.), Die Zeit Rudolfs von Habsburg 1273-1291 (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.3), Köln-Wien 1986, (ゾートリツ UR3 ヲ略ス), Nr.80, UB Friedberg, 1, Nr.61.

- (32) UR3, Nr.81.

- (33) ルードルフによる国主都市からの一般租税徴収の試みと、いわゆる「にせフリードリヒ二世」の出現によって広がった、このころの都市反乱について、Johann Friedrich BOHMER und Oswald REDLICH (Hg.), Regesta imperii, VI, 1, Die Regesten des Kaiserreichs unter Rudolf, Adolf, Albrecht, Heinrich VII. 1273-1313, Innsbruck 1898 (ND Hildesheim 1969), Nr.1897a, O. REDLICH, a.a.O. (注8), S.526ff., Th.-M. MARTIN, a.a.O. (注8), S.161ff.

- (43) UR3, Nr.478, UB Friedberg, 1, Nr.85, F. SCHWIND, a.a.O. (注9), S.111, Th. SCHULP, Reichsburg (注9), S.187, "... nos inter nostros fideles, milites castrenses et cives de Vrideberg ordinationem, concordiam et securitatem fecimus cum consensu et voluntate partis utriusque in hunc modum ...". 史料のこの表現は、ある種の仲裁判決を意味するものかも知れない。国王ルードルフは、たびたびみずから仲裁裁判官として登場している。Ute RODEL, Königliche Gerichtsparket und Streittälle der Fürsten und Grafen im Südwesten des Reiches 1250-1313, Köln-Wien 1979, S.154, UR3, S.Xf., UR3, Nr.39, 96, 152, 154, 156, 165, 216, 299, 363, 389, 390, 458, 482, 516, 530, 537, 538, 563, 575, 576, 593, 594, 627. しかし、このケースについては明示的に仲裁として示されているわけではなく、また都市反乱の事後処理という当時の文脈からして、当事者たちの付託よりも国王自身のイニシアティブが重視されるべきであることを考慮して、本文のように、当事者の同意を得たうえで国王の決定と(史料の文言通りに)解しておく。

- (56) UB Friedberg, 1, Nr.85, Art.3, 4, "... et in se elegerunt domini pape excommunicationem et nostram proscriptionem faciendam, ...".

- (36) UB Friedberg, I, Nr.85, Art.5, "Adjectum est eciam, quod si inter predictos milites et cives vel eorum familiam aliquem rixe vel contenciones seu pugne surrexerint, hoc iudicari debet secundum quod in ipsa civitate a retroactis temporibus est consuetum."
- (37) UB Friedberg, I, Nr.84, H.MENZ, a.O. (註9), S.81, R.STOBBE, Geschichte (註9), S.143f. 一二九二年、国王アーデルン様同様の措置を命じられた。UB Friedberg, I, Nr.106.
- (38) Ute RODEL (bearb.), Die Zeit Adolfs von Nassau, Albrechts I. von Habsburg, Heinrichs von Luxemburg 1292-1313, (Urkundengesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.4), Köln u.a. 1992, (ズルツェ UR4 ヌルツェ) Nr.53, UB Friedberg, I, Nr.112. 902年、国王が、リビュの多くの騷擾や問題になったのか、また騷擾の原因が何か、その詳細は不明である。R.STOBBE, Geschichte (註9), S.147.
- (39) 国王アルブレヒト一世の一般命令、Christine REINLE, Albrecht I. (1298-1308), in: B.SCHNEIDMÜLLER u. S.WEINFURTER (Hg.), a.O. (註2), S.372-380, H.THOMAS, a.O. (註2), S.108-130, K.F.KRIEGER, Habsburger (註2), S.75-109. 一二〇一年から翌年にかけて、真実に乗じた国王アルブレヒト一世が、リビュ地方の選挙侯たちとの対立に巻き込まれた。Alfred HESSEL, Jahrbücher des deutschen Reiches unter König Albrecht I. von Habsburg, München 1931, S.60-108, Alois GERLICH, Königium, rheinische Kurfürsten und Grafen in der Zeit Albrechts I. von Habsburg, in: Geschichtliche Landeskunde 5, 2 (1969), S.22-88. ヘルンゴット中ライン侯及びマインツの国王選挙の関与に巻き込まれた。Michaela KRISL, König Albrecht I. und die Reichsstädte am Mittelrhein und in der Wetterau, in: Jahrbuch für westdeutsche Landesgeschichte 16 (1990), S.175-197.
- (40) UB Friedberg, I, Nr.141, Th.SCHULP, Reichsburg, S.187. その後、国王アルブレヒトは、一二〇一年一月に、フリードベルク、フランクフルト、ヴェッツラーの各市に対して、一定の金額を一時にまとめて支払うのと引き替えに、年末および今後三年分の租税支払いを免除している。選挙侯たちとの対決に備えて、前倒しで税を集めたのである。M.KRISSL, a.O. (註2), S.184, J.F.BÖHMER-J.LAU, a.O. (註1), Nr.793, UB Friedberg, I, Nr.145.
- (41) UB Friedberg, I, Nr.141, Art.2, "Me han wir geredet, ob dikhein ufoufende dinc under uns gesche, des got nith engebe, oder ufoufen mohte, des han wir gekorn vier burcman und vier burgere, die sulen des gewalt han hinzelegene, und nith

di di ez anget Zweient si, so sal der gardian der bartuzen von Frieberg ein mitelman sin; das sulen di ahre einde geben innewendic virzeihen nahe und sulen iz niht langer ufzihen, si indunz danne durch daz beste. Daz sulen si begreifen bi iren truwen und alse si gesworen han zu den heiligen. Darnach sal der mitelman ein ende geben innewindic virzeihen nahe, ...”

(24) RSTOBBE, Geschichte (註⑤), S.147.

(25) ズーナンニギタマセキの圖中ニのるハ、一葉留ビ世傳ヤトベノミタシ、Wolfgang SELLERT, Art. Schiedsgericht, in: Adalbert ERLER und ECKEHARD KAUFMANN (Hg.), Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 1.Aufl., Bd.4, Berlin 1990, Sp.1386-1393. ズーナンニギタマセキの圖中ニ圖ヤノ世傳ヤトベノミタシ、Emil USTERI, Das öffentlich-rechtliche Schiedsgericht in der schweizerischen Eidgenossenschaft des 13. – 15. Jahrhunderts, Zürich 1925, Hermann KRAUSE, Die geschichtliche Entwicklung des Schiedsgerichtswesens in Deutschland, Berlin 1930, Karl Siegfried BADER, Das Schiedsverfahren in Schwaben vom 12. bis zum ausgehenden 16. Jahrhundert, in: DERS., Ausgewählte Schriften zur Rechts- und Landesgeschichte, Bd.1, Sigmaringen 1984, S.157-225 (zuerst 1929), DERS., Die Entwicklung und Verbreitung der mittelalterlichen Schiedsidee in Südwestdeutschland und in der Schweiz, in: Ebenda, S.226-251 (zuerst 1935), DERS., Arbitr, arbitrator seu amicitabilis compositor. Zur Verbreitung einer kanonistischen Formel im Gebiet nördlich der Alpen, in: Ebenda, S.252-289 (zuerst 1960), Winfried TRUSEN, Anfänge des gelehrten Rechts in Deutschland. Ein Beitrag zur Geschichte der Frührezeption, Wiesbaden 1962, S.148-161, Michael KOBLER, Das Schiedsgerichtswesen nach bayerischen Quellen des Mittelalters, München 1967, Wilhelm JANSSEN, Bemerkungen zum Aufkommen der Schiedsgerichtsbarkeit am Niederrhein im 13. Jahrhundert, in: Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins 43 (1971), S.77-100, Christoph DARTMANN, Schiedsgerichtsbarkeit und gütliche Beilegung von Konflikten in Westfalen. Das Beispiel der Abtei Liesborn, in: Westfälische Forschungen 53 (2003), S.241-272.

(26) 1110 西中ノ諸藩ニモ、參朝遊幸ハ、ハ、Bruder Reinhard の世傳ヤトベノミタシ、UB Friedberg, 1, Nr.152.

(27) UR4, Nr.369, UB Friedberg, 1, Nr.162, F.SCHWIND, aa.O. (註⑥), S.121f., Th.SCHULP, Reichsburg (註⑤), S.188ff., M.KRISSL, aa.O. (註⑧), S.187f., W.-H.BRAUN, aa.O. (註⑤), S.68.

- (46) UB Friedberg, 1, Nr.162, "Wir Albrecht von gots gnaden Romischer cunig, ... daz wir zwischen unsern burghmannen und unsern burgheren von Frydeberg ume solyche zweyunge, also undir in waz, gemacht han ein ordnung und ein ewige saczung, also hernach geschriben steit, und han daruber beide burghman und burghere uns mit iren druwen globet, daz sie dieselben satzung steite und feste halden an argelyste ...".
- (47) 例へば アルンホルト自身が仲裁裁判官として登場するケースは、アルンホルトに比べてわずかに知られつつある。URöDEL, aa.O. (注5), S.154, UR4, Nr.167, 207 (マテノ228), 267, 271.
- (48) UB Friedberg, 1, Nr.162, Art.1, „Zu dem ersten sprechen wir, daz die burghere kysen sulent ses burghman of iren eit. Dieselben sesse sollen zu in gein in den rat; und wel sie kysen, die sollen in die burghman entworten, die sonber und ratber sin uns, dem ryche, dem lande, der burg und der stad zu Frideberg und dem gerichte, beide dem armen und dem rychen zu notze, is sy an kaufe odir an andern dynge, die nützer sin, an allein daz sie nyt sollen gebunden sin, wa die burgher ir beite setzen odir reyten um ir schilt, man byde sie dan darzu.“
- (49) Ebenda, Art.1a, "Wer ist auch, daz die burghman duchte, daz ander burghman sunberre und weger weren danne die, die die burghere kuren, so sollen die burghman offe iren eit an den sessen abe und zudûn, also daz is blybe an den sessen. Und sollen dieselben sesse uns vûrbreingen und dem ryche, wa man unreicht tût an unkaufe, an gerichte und an andern sachen, als davor geschriben steit, beite in der burg und in der stad; und sollen wir daz furbaz richen nach unserm willen."
- (50) Ebenda, Art.2, "Darnach sprechen wir: wirret dem burghmannen icht gei den burghern odir den burghern gein den burghmannen, is sy um schult odir um unfuge odir um welcherhande sache is sy, darum suln die burghman in der stad neimen, waz die scheffen teilen, und die burghere in der burg, waz die burghman teilen, beidersyt unvorzogenlych vor dem burgharen."
- (51) Ebenda, Art.3, "Wers auch also, daz ein burghman odir eins burghmannes sûn odir syn gesinde odir wer her were unfuge teite in der stad an eyrn dotsclage, wichtet der in dy burg, daz den nyman dannen geleiten sal. Wirt auch er kuntyche besellen in keins burghmannes hûs und wirt da von yme gevordert mit gerichte, heldet he in daruber, er sal

in voreinworten: und wa die burgere solche gescychte clagn von den burgmannen odir die burgman von den burgeren, da sal der burgrave dein burgeren richten in der burg, als die burgman teiln, und dein burgmannen in der stad, als die scheffen teiln. ”

- (12) Ebenda, Art.4, „Wer is auch, daz eiman mit gewappenter hant odir anders freibliche lyffe us der stad gein der burg odir us der burg gein der stad vor die ecken, die da geyt gein der stad an dem steinhûs, daz hyvor waz vorn Reicheln der Juden, odir vor dein stein, dein man uber dein weg dargegen setzen sol, undirfordert mit gerichte, des sal der burgrave beide burgman und burgere ansprechen und manen, daz sie die helfen halden, ir lyp und ir gût, an unse gnade und des riches. Und wer des nit eintete, zû des lybe und gûte soln wir warten, werden sie byesaget, asse reich is.“

- (13) Ebenda, Art.5, „Darnach sprechn wir, daz ein burgrave, wer burgrave ist, setzen sal ein sculheisn in der stad mit rade der scheffen und der vorgeantent ses burgman, doch also, daz die gwalt lygen sol an einm burgraven von unser wegen“.

- (14) Ebenda, Art.6, „Auch sprechen wir, daz die gertennere, die under der burg sytzen, sie sin burgere odir uzlude odir wer sie sin, dynen sollen einm burgraven und der burg, alz sie von alder han getan, und nit der stad.“

- (15) Ebenda, Art.7, „Darnach sprechen wir: scenket yman win in der burg, git er daz alde maz, er sal in nit vorungeltu; gyt er ober daz nuwe maz, der sal ungetl davon geben, und sal daz halp gevallen der stad und halp der burg.“

- (16) Ebenda, Art.8, „Ouch sprechen wir: ist kein hantwerzman in der burg gesessen, der sinen veyln kauf in die stad dreiget, stet der mit syme kaute als ein uzman, er sol davon tûn als ein uzman; streyt er ober als ein burger, her sol davon tûn als ein burger.“

- (17) 国事四考 取り決まり「永遠の定む ewige saczung」に施すべしなり。UB Friedberg, I, Nr.162.

- (18) 1110年代の決定の意義について Th.SCHULP, Reichsburg (註文), S.187-190, RSTOBBE, Geschichte (註文), S.147f.

- (19) 111110年代の城と市の競争について Ph.DIEFFENBACH, aa.O. (註文), S.74ff.

- (20) ルーネン四冊について 一般論として 米田 孝次郎 Michael MENZEL, Ludwig der Bayer (1314-1347) und Friedrich der Schöne (1314-1330), in: B.SCHNEIDMÜLLER u. S.WEINFURTER (Hg.), aa.O. (註文), S.393-407, P.MORAW, aa.O. (註文), S.229-239, H.THOMAS, aa.O. (註文), S.153-217, DERS., Ludwig der Bayer (1282-1347), Kaiser und Ketzer, Regensburg u.a. 1993, 巻終りに

- 「ハンス・ゲオルグ・ヘルマン、ヘルマン・ネーティセン（Hg.）『Kaiser Ludwig der Bayer, Paderborn u.a. 2002 年』の解説文を参照。」
 以下に引用する文献は、Alois SCHMID, Die Hoflage Kaiser Ludwigs des Bayern, in: P. MORAW (Hg.), aa.O. (註5), S.417-449.
- (13) Friedrich BATTENBERG (bearb.), Die Zeit Ludwigs des Bayern und Friedrichs des Schönen 1314-1347, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.5), Köln-Wien 1985, (以下「UB」UR5-247) Nr.122, UB Friedberg, 1, Nr.274.
- (14) UB Friedberg, 1, Nr.274, Art.1, „... und habent daz darumb getan, daz wir dazwischen drahten wellen, wie wir si mit einander nah minne oder nah dem rehten gar und gantzlichen verrihten ...“
- (15) Ebenda, Art.11, „Ist och, daz sich dazwischen di burgman und die burger mit einander lieplichen und gütlichen verrichtend oder die burger, die mit einander ze schaffen hant, daz ist unser güter wille, unverzigen unsers und des richs rehten uf allen siten.“
- (16) Ebenda, Art.10.
- (17) F. SCHMID, aa.O. (註5), S.126ff., DERS., Zur staatlichen Ordnung der Wetterau von Rudolf von Habsburg bis Karl IV., in: Hans PATZE (Hg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert, II, (Vorträge und Forschungen, Bd.14), Sigmaringen 1971, S.199-228, S.213, Regina SCHAFER, Die Herren von Eppstein, Herrschaftsausübung, Verwaltung und Besitz eines Hochadelsgeschlechts im Spätmittelalter, Wiesbaden 2000, S.321.
- (18) Heinrich REIMER (Hg.), Urkundenbuch der Herren von Hanau und der ehemaligen Provinz Hanau, Bd.2: 1301-1349, (Hessisches Urkundenbuch, 2.Abtteilung), Leipzig 1892, Nr.308(1326.12.24), Nr.349 (1330.2.22), Nr.350(1330.3.29), Nr.351 (1330.4.25).
- (19) UR5, Nr.152, UB Friedberg, 1, Nr.276.
- (20) UB Friedberg, 1, Nr.276, Art.1 „... als die veste manne der burgraf und die burgmanne gemainlichen der bürge ze Friedberg uf ein siten und die burger der stat ze Friedberg uf die andern siten umbe alle ufföf, stözze, misschellunge und brüche, die zwischen in biz uf disen hiutigen tag gewesen und ufgestanden sind, hinder uns gegangen sind und die

- (38) UB Friedberg, 1, Nr.273.
- (38) H. REMMER (Hg.), aa.O. (註38), Nr.404.
- (38) UB Friedberg, 1, Nr.295.
- (38) Ebenda, Art.1, 2.
- (38) Ebenda, Art.3, "Me ist geredet, das wir die burgman zwene scheffen sullen kesin und die burger zwene burgman, beider sit uf den eit; die vier sullen alle bruche und uffeile, ob keine geschehen, uf ir eide bin ein mande richten und sullen das in truwen globen an eides stad, als sie gesworn han, an alle geferde. Und wie die vier die bruche richten, das sal man beider sit halden veste und stede, die minne mit dem wissen oder das recht. Und welch burgman oder burger des nit wolde halden, das die vier besagen, der sal truweilos und meineidig sin. ..."
- (38) Ebenda, Art.4, "Und richten die vier die bruche nit bin ein mande, sa sullen sie mit einander zû Frankenfurt faren an geferde und da als lange ligen, bis sie die bruche gerichteten. ..."
- (38) Ebenda, Art.6, 7, 9.
- (38) Ebenda, Art.10, "Und wir Gotfrid, herre zû Eppenstein, bekennen, das wir unser ingesegel an diesen brif han gehalten durch bede willen der burgman und der burger zû Friedberg, wan wir bie dirre satzung und ordnung geinworteg waren."
- (16) UB Friedberg, 1, Nr.328.
- (36) Ebenda, "... als uns der irliche fürste und unse gnedige herre Lōdwig von gotis gnaden Romschir keyser, zu allen zeiten merer des richs, bevolen und geheyzin hat in synen briven umme die nūwēn fleyzbenke, dy da zû Friedberg gemacht syn, daz wir uns darumme irfarn sullen, und waz wir sprēchin zu der mynne edir zû dem rechte, daz sal macht und fūrgang habin ...". なお、ルートヴィヒ四世が一二三六年に城に与えた、森林罰令権 Wildbann に関する特権状として、Regesten, Nr. 250, 251。ルートヴィヒは、一二三八年には、城に対して、城の下に住む Gärtner に対する権利を認めた。Regesten, Nr. 254. その他、城に質入れられた国王領の請け戻し権を与えた一二三八年の皇帝証書や森林罰令権に関する一二四一年の皇帝証書をみよ。Regesten, Nr.254, 256.

- (93) カール四世に「*一般の土地、そのあたり*」 Martin KUNTZINGER, Karl IV. (1346-1378), Mit Günther von Schwarzburg (1349), in: B.SCHNEIDMÜLLER u. S.WEINFURTER (Hg.), aa.O. (註5), S.408-432, P.MORAW, aa.O. (註5), S.240-256, H.THOMAS, aa.O. (註5), S.218-308, Ferdinand SEIBT, Karl IV. Ein Kaiser in Europa 1346-1378, München 1978, Heinz Stroob, Kaiser Karl IV. und seine Zeit, Graz u.a. 1990 を参照。彼の国王支配の個別の側面に関する一九七〇年代末までの研究については、Blätter für deutsche Landesgeschichte 114 (1978) など、Ferdinand SEIBT (Hg.), Kaiser Karl IV. - Staatsmann und Mäzen, München 1978 所収の諸論文を参照。さらに、たいてい近年の研究成果をまとめた「*ウルリヒ・ホーエンゼー*」 Ulrike HOHENSEE u.a. (Hg.), Die Goldene Bulle, Politik - Wahrnehmung - Rezeption, 2 Bde., Berlin 2009 の「*カール四世の即位と即位後*」 P.MORAW, Über den Hof Kaiser Karls IV., in: DERS. (Hg.), aa.O. (註5), S.77-103.
- (94) F.SCHWIND, Landvogtei (註50), S.139ff.
- (95) UB Friedberg, 1, Nr.383, 44とEbenda, Nr.381, 382, 384を参照。
- (96) 7の時期の紛争については、Ph.DIEFFENBACH, aa.O. (註9), S.83f.
- (97) 一三四九年四月にキートンターガールトマン市において送った書簡では、ブルクマンの過半数が彼の選挙をカール四世の選挙と認め、市評議会が、城を彼に引き渡したと述べている。UB Friedberg, 1, Nr.385, Regesten, Nr.277.
- (98) UB Friedberg, 1, Nr.391.
- (99) UB Friedberg, 1, Nr.395-399.
- (100) 市評の証書。UB Friedberg, 1, Nr.387, 城側の同様に休戦の証書を発した。
- (101) 市評の証書。Friedrich BATTENBERG (bearb.), Die Königszeit Karls IV. 1346-1355 März, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.6), Köln-Wien 1990, (ズルツ UR6-を番号), Nr.117, UB Friedberg, 1, Nr.388, 城側の証書。UR6, Nr.118.
- (102) UR6, Nr.142, UB Friedberg, 1, Nr.394.
- (103) UB Friedberg, 1, Nr.394,, "daz wissen den edlen dem burgraven und den burgluten ze Friedberg, unsern lieben getrewin, an ein teil und dem rad, den burgern gemeinlichen und der stat ze Friedberg an dem andern geredit, getedinget ist und ubtreynkomen vor unsern kuniglichen gnaden, ...".

- (104) UR6, Nr.381, UB Friedberg, 1, Nr.426. 以下の穀物税をめぐっての対立状況についてはH.MENZ, aa.O.(注9), S.86ff. を参照。
- (105) UB Friedberg, 1, Nr.229.
- (106) UB Friedberg, 1, Nr.350.
- (107) カール四世は、王位を断念したシュヴァルツブルク伯ギュンターへの補償として、フリードベルクなどいくつかの都市を質入れしており、ギュンターの死後、シュヴァルツブルク伯ハインリヒが権利を相続していた。UB Friedberg, 1, Nr.390, 401 Regesten, Nr. 282, 283.
- (108) UB Friedberg, 1, Nr.426, “, daz doch kein neue geseceze sey und daz allein den burgern und der stat ze Fridberg und nyemant anders vor langen zeiten, ee wir di herschaft da gewonnen, zugehort habe und noch zugehöre und in sunderlichen verscriben und verbrieft sey von sunderlichen gnaden unser und unsern vorvaren an dem reiche, als si uns unterweist haben mit abschriften derselben brief, di si auch mugen und sullen weisen und chunt tun euch und wer si dawider hindern welle.”
- (109) Ronald NEUMANN und Ekkehart ROTTER (bearb.), Die Zeit Karls IV. 1365-1371, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.9), Köln u.a. 2003, Nr.96, UB Friedberg, 1, Nr.531.
- (110) 一三五四年から一三六七年まで、フリードベルク市出身のルードルフ・ルーレ Rudolf Rule が、カール四世の書記局で皇帝に仕えていた。R.Stobbe, Stadt (注9), S.228ff. の間、市側がカール四世から有利な命令を獲得することができたのは、彼の働きがあったのかもしれない。